

トーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.136 March 2014

Contents

投資情報

中国(上海)自由貿易試験区において大幅な金融規制緩和政策が導入開始

～銀総部発[2014]22号、上海匯発[2014]26号の施行～ 2

改正「会社法」の施行に伴い、補足通達の公布が相次ぐ

～通達ごとに改定の有無が異なり、今後の実務運用の更なる注視が必要～ 9

投資情報 Q&A

会社法の改正施行により、企業の経営範囲や登録資本が Web サイトで検索可能になったと聞きましたが、同制度について説明して下さい。

～全国企業信用情報公示システムの稼働～ 12

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第2回

従業員報酬—改訂版 14

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ

『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』 19

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6213-1075 / ファックス: 03-6213-1045
E-Mail: chinanews@tohmatu.co.jp

投資情報

中国(上海)自由貿易試験区において大幅な金融規制緩和政策が導入開始 ～銀総部発[2014]22号、上海匯発[2014]26号の施行～

中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)が2013年9月に正式に稼動しました。

自貿区では、ネガティブリスト方式での新規設立や、一部サービス業に対する規制緩和、及び改正「会社法」の施行に先駆けた授權登記資本金制度の導入などが既に実施されており、中国国内の他の地域に比類なき規制緩和政策が採られています。

一方において、大規模な市場開放が期待される金融分野では、「上海自由貿易試験区全体方案」や「自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」等により資本項目の自由兌換や金利の自由化が謳われているものの、これまで当該規制緩和の実効性は乏しく、開放の方向性が示されたのみに止まっていました。

しかし今般、「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」(銀総部発[2014]22号、以下“22号通知”と省略)や「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号、以下“26号通知”と省略)が施行され、特にグループ企業間でのキャッシュ・マネージメントでは大幅な規制緩和が実施されました。人民元建て取引では中国国内、海外のグループ企業間でのプーリングが認められ、更に集中決済では資本関係を有しない企業にまで認められています。また外貨建ての取引でも中国国内、海外のグループ企業に対して、プーリングや集中決済が認められています。特に、外貨の経常取引(貿易取引、サービス貿易取引)については、海外企業との相殺決済も認められるなど、画期的な規制緩和が含まれています。

但し、人民元建て資本取引や外貨資本金の元転¹については従来と比べて大幅な規制緩和とは言い難く、またグループ企業間のキャッシュ・マネージメントの運用面においても規定の明確化が一段と求められる点には留意が必要です。22号通知、26号通知の詳細は以下の通りです。

1. クロスボーダー人民元建て取引の取扱い

22号通知はクロスボーダー人民元建て取引について定めており、その主要内容である以下3点((1)自貿区の区内企業による海外からの借入、(2)双方向(自貿区内と自貿区外間、自貿区と海外間)でのクロスボーダー・プーリング、(3)クロスボーダー人民元集中受領・支払い)について解説します。

(1) 自貿区の区内企業による海外からの借入

22号通知では、区内企業によるクロスボーダー人民元建て資金の海外からの調達限度額や、当該資金使用について定められ、自貿区内に新設する企業の借入限度額は以下の新方式を採用することとなります²。

借入限度額

払込資本×1倍³×マクロ・プルーデンス・パラメーター

¹ 外貨資本金からの元転時には、資金用途が経営範囲に合致していることや、証憑を不要とする手元資金の限度額が月額60万人民币元までとされていることなど、必ずしも緩和されているとは言い難い内容も含まれている。

² 自貿区発足前に既に同区内に設立された企業が海外から人民元を借入する際には、従来の投注差か新方式かのいずれかを選択できるが、一旦、選択した後の変更は認められない。

³ ファイナンスリース会社など非銀行金融機関の場合、掛け目は1.5倍。

当該限度額の考え方は、払込資本をベースに、時々マクロ経済状況により当局により調整されるマクロ・ブルーデンス・パラメーター（現行は暫定的に1が適用）を乗じた金額となります。従いまして、現状では、借入限度額は払込資本金額と同額となります。

当該方式で管理されるクロスボーダー人民元建て借入は期間1年超の中長期資金を前提としていますが、従来とは異なり、外債登記管理の対象外となっています。しかし総投資額の大きい企業には従来の外債登記管理方式の方が、より多くの資金を調達できることとなります。また資金用途についても、現時点において、投資有価証券（理財商品等を含む）、デリバティブ商品、委託貸付による借入は認められません。更に借入金額は自貿区の区内か海外のみに使用が限定されており、企業にとり必ずしも緩和されたとは言い難いと考えられます。

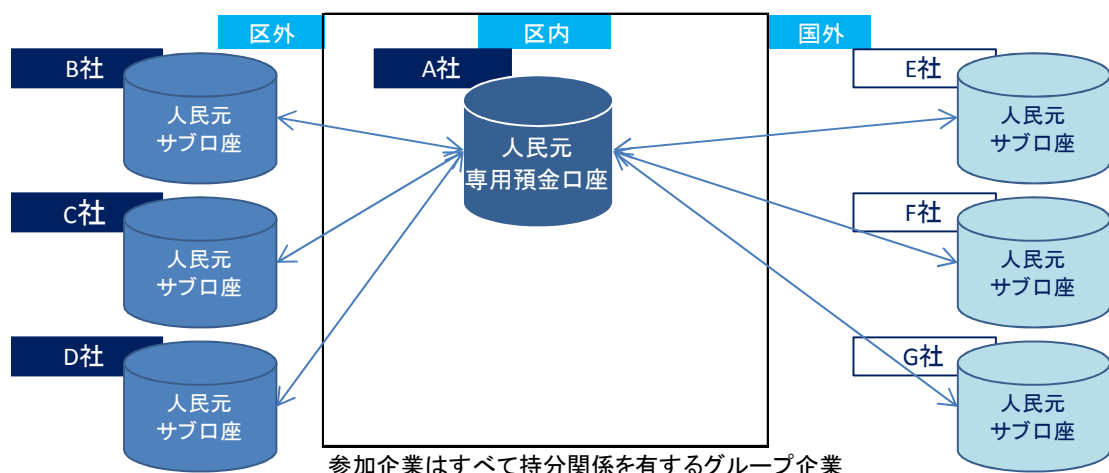
(2) 双方向（自貿区内と自貿区外間、自貿区と海外間）でのクロスボーダー人民元建てプーリング

海外からの資金調達に係る規制が十分に緩和されていない上記の状況とは対照的に、多国籍グループ企業間でのキャッシュ・マネージメントには規制緩和が図られています。すなわち、22号通知では海外企業も含めたグループ企業間でのクロスボーダー人民元建てプーリングが認められており、その主要な要件は以下の通りです。但し、親子、持分会社等の投資性関連関係を有する“多国籍グループ企業”の定義が曖昧であり、留意する必要があります。

【クロスボーダー人民元建てプーリングを行う為の主要要件】

項目	主要要件
プーリング対象企業	親子、持分会社等の投資性関連関係を有する多国籍グループ企業の中国国内外のメンバー企業間
プーリング口座の開設企業	自貿区内に登録、設立された企業（財務会社を含む）が、上海地区の銀行に専用口座を開設する * 当該口座とサブ口座間で資金を集中する。当該口座を独立して管理しなければならず、その他資金との混用は認められない
プーリングに利用可能な資金	企業の生産経営及び実業投資活動で生じたキャッシュフローのみ * 融資活動による資金の使用は当面は不可

【クロスボーダー人民元建てプーリングの取引図】

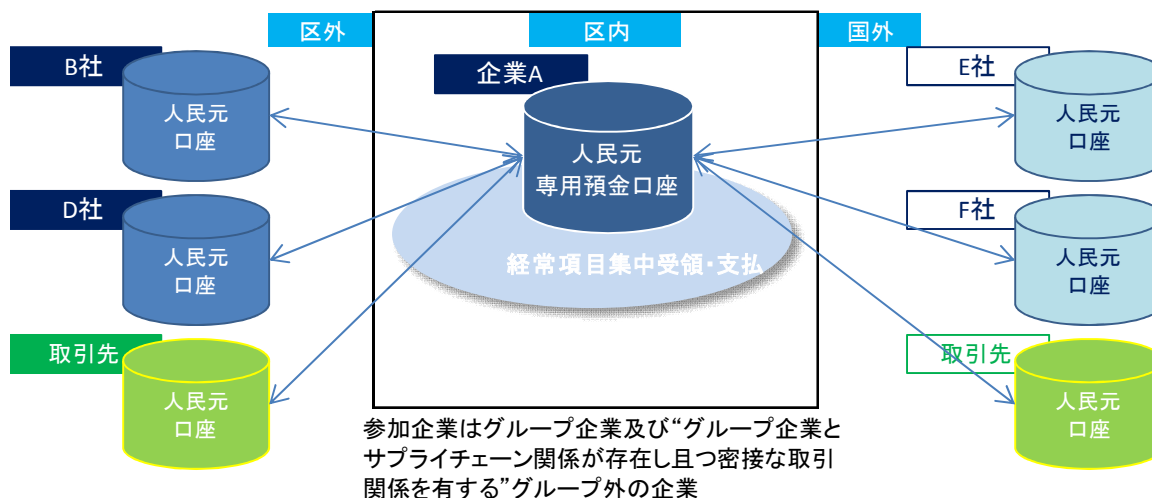


(3) クロスボーダー人民元建て集中受領・支払い

22号通知ではクロスボーダー人民元建て集中受領・支払いも認めており、持分関係を有する企業グループのメンバー企業だけでなく、グループ企業とサプライチェーン関係を有するグループ外の企業にまで、その範囲が拡大されています。但し、グループ外企業を集中受領・支払いの対象とする場合、“グループ外企業”の定義には曖昧さが残されており、実務運用を含めた今後の動向を注視する必要があります。

項目	詳細な要件
集中受領・支払いの対象企業	親子、持分会社等の投資性関連関係を有する中国国内外のメンバー企業間及び“グループ企業とサプライチェーン関係が存在し且つ密接な取引関係を有する”グループ外の企業
集中受領・支払い口座の開設企業	自貿区内に登録、設立された企業(財務会社を含む)が、上海地区の銀行に専用口座を開設する * 当該口座により、専用で集中受領・支払いを行う
集中受領・支払いに利用可能な資金	経常項目に限定した資金

【クロスボーダー人民元建て集中受領・支払いの取引図】



2. 外貨建て取引の取扱い

26号通知により、外貨建て取引はクロスボーダー人民元建て取引よりも、更に規制緩和されています。26号通知は、以下の通り、本則と4つの付属文書から構成されています。

「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号)

26号通知の付属文書

- 試験区多国籍企業本部外貨資金集中運営管理パイロット操作規定
- 試験区直接投資外貨登記操作規定
- 試験区外商直接投資企業の資本金任意人民元転操作規定
- 試験区国内外リースサービス外貨管理操作規定

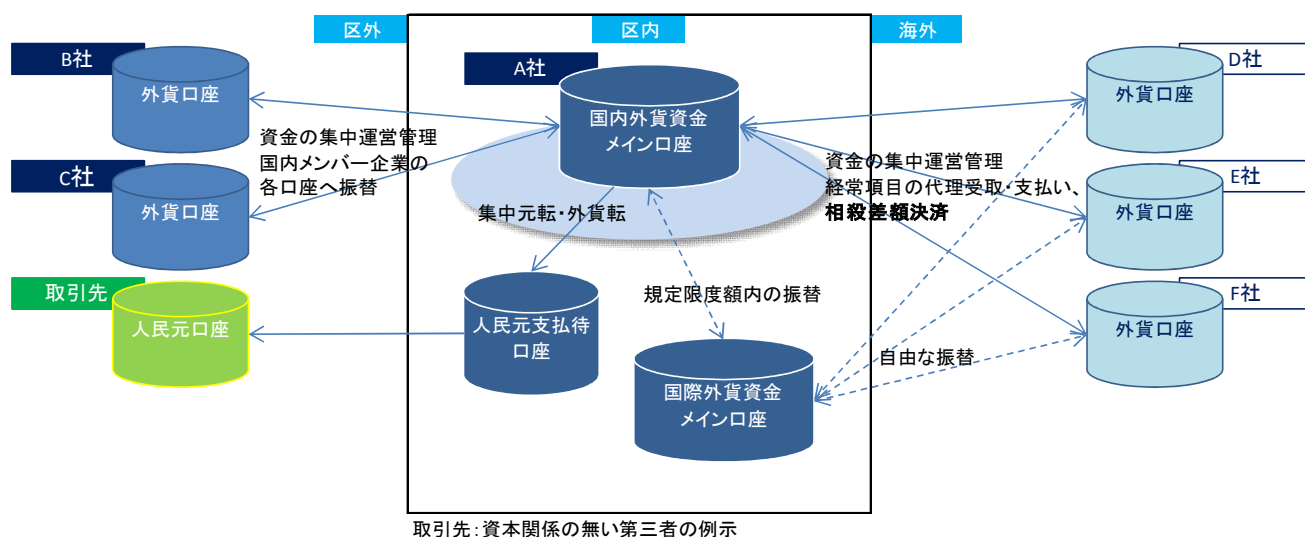
26号通知では、自貿区の区内企業自体の貿易決済に関する規定と、区内企業のグループ企業間での外貨建てキャッシュ・マネージメントに関する規定に大別されますが、本稿では後者に絞って説明します。

まず、26号通知で定めるキャッシュ・マネージメントの参加企業(所謂“メンバー企業(中国語: 成員公司)”)は本部企業のグループ内部で相互に直接的もしくは間接的に持分を所有する、中国国内外の法人(中国国内の分公司や海外事務所を含む)と定められています。従って、海外のグループ企業をも含むグローバル規模でメンバー企業間のキャッシュ・マネージメントが実現可能です。

また、外貨建てキャッシュ・マネージメントの前提となる本部企業とは、“政府関連部門が認定した多国籍企業地域本部、本部の特徴を持つ営業センター、国際貿易決済センター及びアジア太平洋オペレーションセンターを含むがそれに限らない”と定められています。しかし、地域本部等に該当しない企業が本部企業として認められるか否かについては、まずは外貨管理当局等に当該可否を事前に確認することが望ましいと考えられます。

一方、自貿区内の企業には直近3年以内に外貨取引に関する違法・規定違反行為がないことが求められます⁴。更に、幹事企業(区内企業が開設した集中管理口座のデータ報告や試行実施等を行う企業、中国語では“主弁企業”)には外貨管理上のA類企業に該当することが求められます。但し、当該企業ランクの降格時には別企業が幹事企業になることも可能です。これらの要件を満たした上で、以下のような国内外グループ企業間でのキャッシュ・マネージメントが可能になる旨を規定しています。

【26号を利用した、外貨建てのキャッシュ・マネージメントの例】



また、当該キャッシュ・マネージメントの実務対応には、「国際外貨メイン口座」、「国内外貨メイン口座」、「人民幣待受け口座」の開設が必要となります。各口座の詳細は以下の通りです。

⁴ 区内企業が貿易決済を行う場合、外貨管理上のA類企業に該当すること。

(1) 国際外貨メイン口座

「国際外貨メイン口座」とは、海外との自由な資金往来が認められる口座です。海外からの調達資金を国内メンバー企業に融通する際や、国内メンバー企業の集中資金を海外メンバー企業と融通する際の経由口座であり、中国側のキャッシュ・マネジメントにおける資本取引口座的な性質を有しています。

「国際外貨メイン口座」では、海外からの調達資金に対しては外債登記を必要とするものの、“外債規模コントロールには組み入れない”としている為、同口座における海外からの資金調達可能金額に実質的な制限がありません。但し、「国内外貨メイン口座」以外への振替が認められず、且つ、当該口座への振替限度額は、以下の通り、外債登記枠を集中する企業の外債調達可能合計額までとなっています。言い換えれば、海外からの資金調達可能枠を集中させることを希望するメンバー企業内において、外債の未使用枠を融通することが可能となります。

「国際外貨メイン口座」から「国内外貨メイン口座」への振替限度額：

振替資金の純ポジション限度額＝

集中可能な外債限度額—集中借入外債の未償還残高＋集中対外貸付の未償還残高

一方、外債集中を希望しない企業は、従来通り、各社の外債登記枠を利用すると共に、当該外債利用枠はメンバー企業の外債の集中残高にはカウントしません。

また、国内グループ企業の外貨集中資金を使用し海外メンバー企業に貸付する際にも、以下の限度額内で、「国内外貨メイン口座」から「国際外貨メイン口座」へ振替した後に、貸付を実行します。言い換えれば、国内メンバー企業の所有者権益合計の50%までを限度として、海外グループ企業に対する貸付が可能となります。

「国内外貨メイン口座」から「国際外貨メイン口座」への振替限度額：

原則、国内メンバー企業の所有者権益合計の50%まで

(2) 「国内外貨メイン口座」

「国内外貨メイン口座」では、経常項目の外貨資金集中受領・支払いや相殺決済が認められています。言い換えれば、中国側のキャッシュ・マネジメントにおける経常取引口座的な性質を有しています。更に、上述の外債や海外貸付の資金集中管理を行う際にも、「国内外貨メイン口座」と「国際外貨メイン口座」を通じて資金の振替を実施するなど、26号通知において最も重要な口座といえます。

26号通知では、外貨資金集中受領・支払い、相殺決済をそれぞれ以下の通りに定義しています。

外貨資金集中受領・支払い	幹事企業が「国内外貨メイン口座」を通じて国内メンバー企業を代理して、経常項目の外貨受領・支払いを集中的に実施することを指す。
相殺決済	幹事企業が「国内外貨メイン口座」を通じて国内メンバー企業の経常項目に係る外貨受領予定・支払い予定資金を集中的に計算し、一定期間中の外貨受領・支払い取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指す。

外貨資金集中受領・支払い、相殺決済共に、毎月1回以上の実施が求められており、相殺実績が無い場合でも相殺決済件数をゼロとしたデータ申告が必要となっています。また、資金集中や相殺実務を行う幹事企業が財務公司ではない場合、外貨資金集中受領・支払いや貨物貿易の相殺決済時には、「貿易外貨受領・支払い企業リスト」の登記手続きが要求されています。更に、外貨の組戻し⁵期日と、元受領・支払いの期日との間隔が180日超、或いは特殊な状況により規定に基づいたルートでの外貨の組戻しができない場合、幹事企業は貿易外貨業務登記手続きを行う必要があります。

また、幹事企業が行う主要な届出・報告は以下の通りであり、相応の事務負担が生じます。

- 毎月、以下の書類に対して、銀行の審査を受けた後、外貨管理局への送付が必要
 - ✓ 特定業務(中国語:創新業務、以下同じ)に係る企業経常項目収集外貨受取・支払い月報表
 - ✓ メンバー企業による上海市での経常項目の自社外貨受領・支払い月報表
 - ✓ 特定業務に係る企業経常項目相殺差額決済月報表
 - 以下2種類の国際収支統計申告が必要
 - ✓ 集中外貨受領・支払い或いは相殺差額決済時の幹事企業の実際的外貨受領・支払いデータ
 - ✓ 集中外貨受領・支払い或いは相殺差額決済前へと逐次現状回復させた各メンバー企業の元受領・支払いデータ(所謂“原状回復データ”)
- 相殺決済日或いは会計決済日の当日に銀行に対して、原状回復データの基礎情報及び申告情報を提出しなければならない。

(3) 「人民元待受け口座」

幹事企業は、「国内外貨メイン口座」から人民元転した資金を「人民元待受け口座」に入金します。各企業の人民元支払いの為に「人民元待受け口座」から出金する際には、当該企業の経営範囲内での使用が要求され、原則として同口座に滞留させてはならないとしています。

尚、当該口座から各企業の取引先へ直接支払うのではなく、関連規定により参加企業の口座を経て対外支払いしなければならない場合には、当該待ち受け口座から、一旦、各企業の「人民元待受け口座」へ入金し、そこから出金することとなります。

更に、「国内外貨メイン口座」から「人民元待受け口座」への振替資金については、以下の要件も遵守する必要があります。

- 5営業日以内に第三者に振替る
- 当該資金を用いての借入返済、立替金精算は不可

⁵ 組戻し(くみもどし)とは、送金や振込みの完了後に、依頼人の都合により、当該依頼を撤回する際の手続きを指す。

3. まとめ

22号通知、26号通知により、人民元建てではグループ外企業も含めた集中決済が、また外貨建てでは外債登記枠のグループ企業間集中や、更にこれまで進料加工取引など一部の例外を除き認められていなかった經常取引の相殺決済が可能となるなど、画期的な規制緩和が実施されました。これにより、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が広がることから、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。

一方において、人民元建て集中決済取引におけるグループ外企業の定義は曖昧であり、その適用範囲については実務運用を含めた今後の動向を注視する必要があります。また外貨建てキャッシュ・マネージメントにおいても、地域本部等に認定されていない比較的小規模の企業が本部企業として認められるか否かは本スキームの根幹部分ですので、事前確認が望ましいものと考えられます。更に、幹事企業についても、外貨集中や相殺の実務においては事務負担が少なからずある上に、“幹事企業は本部企業により授権された国内企業でも可能”とされていますが自貿区企業以外でも容認されるのか、確認が必要です。また自貿区外に「国内外貨メイン口座」を開設することが認められるのか等の不明点も見られるなど、これらの実務運用も含め、注視すべき事項が幾つか残されている点には留意が必要です。

改正「会社法」の施行に伴い、補足通達の公布が相次ぐ ～通達ごとに改定の有無が異なり、今後の実務運用の更なる注視が必要～

「会社法」が2013年12月に約8年振りに改正され、2014年3月1日より施行されています(以下“改正法”と表記)⁶。これに伴い、国務院や工商行政管理局から相次いで以下の補足通達が公布され、改正法と同日に施行されています。改正法による“授權登録資本金制度”という新制度の施行を受け、これらの補足通達には従来の年度検査制度から年度報告公示制度への移行や出資検証(所謂“験資”)手続きの廃止など、重要項目の変更が含まれています。

【主要な補足通達】

公布機関	通達名(通達番号)	公布日
国務院	✓「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(国発[2014]7号)	14年2月7日
	✓「一部の行政法規の廃止及び修正に関する決定」(国務院令第648号)	14年2月19日
国家工商 行政管理局	✓「企業年度検査業務の停止に関する通達」(工商企字[2014]28号)	14年2月14日
	✓「企業法人登記管理条例施行細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」など(国家工商行政管理局令第63号)	14年2月20日
	✓「会社登録資本金登記管理規定」(国家工商行政管理局令第64号)	14年2月20日

上記の補足通達は、国務院の通達において本改正の大枠を打ち出し、国務院の下位に位置する国家工商行政管理局の通達により詳細に規定される建付けになっています。

但し、通達ごとに改定の有無が異なり、また実務運用も本改定には追い付いていない状態です。

出資検証手続きを例に挙げれば、改正法による当該関連条項の削除を受け、国発[2014]7号では従来の登録資本金制度を継続する一部の業種を除き、会社登記時の出資検証報告書の提出が不要と定められました。しかし、国務院令第648号では中外合弁企業実施条例や中外合作経営企業法実施細則の当該条項が削除されていない為、依然として、当該登記時にし出資検証手続きや出資検証報告書の提出が必要とされています。また実務的にも、独资・合弁を問わず、設立直後の現地法人では出資検証手続きが実施されており、今後の実務運用を注視すべきと共に、更なる補充通達の公布が待たれます。

本稿では、本改正の大枠を打ち出している国務院通達について説明し、次号以降に従来の年度検査制度に代わる年度報告公示制度や出資検証制度の変更に関し、解説します。

1. 国発[2014]7号

国発[2014]7号のポイントは、以下4項目の推進を改めて明記した点にあります。

- (1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授權登録資本金制度への変更
- (2) 従来の年度検査制度から年度報告公示制度への変更
- (3) 住所登記手続きの簡素化
- (4) 電子営業許可証の発行と登記手続きの電子化

⁶ 改正法の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)」を参照のこと。

上記のうち、重要項目である“(1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授権登録資本金制度への変更”を中心に、説明します。

(1) 実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から授権登録資本金制度への変更

授権登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出资方式、出資期限等を定款に記載し、登記する制度であり、国発[2014]7号においても同制度の実施を再度、打ち出しています。また、従来の最低登録資本金制度⁷を撤廃するとの原則も改めて明記しています。一部の業種(下表を参照のこと)では従来の登録資本金制度による管理を継続する旨を規定していますが、外商投資企業の場合には金融機関等であれば授権登録資本金制度が適用されることとなります。

【暫定的に実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】

業種(企業名称)	根拠法
募集方式により設立する株式会社	会社法
商業銀行	商業銀行法
外資銀行	外資銀行管理条例
金融資産管理会社	金融資産管理会社条例
信託銀行、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、貸付会社、農村信用合作社、農村資金互助社	銀行業監督管理法
証券会社	証券法
先物会社	先物取引管理条例
基金管理会社	証券投資基金法
保険会社、保険專業代理機構と保険ブローカー	保険法
外資保険会社	外資保険会社管理条例
直販会社	直販管理条例
対外労働合作企業	対外労働合作管理条例
融資性担保会社	融資性担保会社管理暫定弁法
労働派遣企業、質屋業、保険資産管理会社、小額貸付会社	2013年10月25日国務院第28回常務會議決定

更に実収資本に対しては、原則、工商登記を実施せず、会社登記時には出資検証報告書の提出を要求しないと定めています。しかし、上述の業種に対しては、例外的に実収資本に基づく登録資本金制度が継続適用されますので、出資検証手続きや同報告書の提出も依然として要求されます。

(2) 従来の年度検査制度から年度報告公示制度への変更

国発[2014]7号では、従来の年度検査制度を廃止する旨を規定しています⁸。今後、年度検査に代わり、企業は各年度における規定の期限内に「信用情報公示システム」を通じて工商行政管理機関に対して年度報告を送付することとなります。これを受けて、「全国企業信用情報公示システム」が3月1日より既に稼働しています(同

⁷ 従来の最低登録資本金制度では、一人有限公司(すなわち単独の出資者(中国語: 股東)により設立された企業)であれば10万人民币元、複数の出資者による設立企業であれば3万人民币元等の最低登録資本金が要求されていた。

⁸ 工商企字[2014]28号により規定され、既に施行されている。

システムの詳細は、本号に掲載している“投資Q&A:会社法の改正施行により、企業の経営範囲や登録資本がWebサイトで検索可能になったと聞きましたが、同制度について説明して下さい”を参照のこと。

(3) 住所登記手続きの簡素化

市場主体の住所(経営場所)の登記手続きを簡素化する為、省級、自治区、直轄市人民政府が自ら或いは下級人民政府に授権して、具体的な規定を策定するとしています。

(4) 電子営業許可証の発行と登記手続きの電子化

インターネット環境下での工商登記データ証書管理システムの構築や、中国全土での統一的な電子営業許可証の発行、管理を進めるとしています。

2. 国務院令第648号

国務院令第648号では、授権登録資本金制度の導入に伴い、「会社登記管理条例」や「企業法人登記管理条例」、更に外資三法の条例、細則である「中外合弁経営企業法实施条例」、「外資企業法実施細則」及び「中外合作経営企業法实施条例」等の改廃を定めました。これにより、登録資本金や実収資本、出資期限や払込期限に係る関連条項の多くが、変更或いは削除されています。

この中でも、特に重要な変更に登録資本金の払込や出資検証の関連条項の変更が挙げられます。

まず、登録資本金の払込に関しては、“一定期限内に払込しなければならない”との従来規定に関連する条項が、各通達ともに全て削除されています。更に、“実収資本”等の文言も削除され、授権登録資本金制度に整合する形に変更されています。これにより、前述の一部業種以外では授権登録資本金制度の導入に伴い、払込期限は各企業の定款により定めるとのルールに統一されました。但し現時点において、実務的には授権登録資本金制度が徹底されていない状況であり、今後の動向を注視する必要があります。

また、出資検証に係る手続きでは上述の通り独資企業に対しては実施細則において当該条項が削除されましたが、合弁企業、合作企業に対する当該条項は削除されず、合弁企業、合作企業に対しては出資検証の手続き及び同報告書の提出義務が残されたままとなっています⁹。更に実務的にも、当該条項が削除された独資企業に対しても、設立手続きにおいて出資検証が依然として必要とされる事例が散見しており、規定と整合しているとは言い難い状況です。

従いまして、今後の更なる補充通達の公布が待たれる状態であると共に、所在地当局の実務運用を注視する必要があります。

⁹ 「中外合弁企業法实施条例」第29条(合弁の各方が出資額を払込後、中国の公認会計士がこれを証明し、出資検証報告書を発行する。合弁企業はこれを基に出資証明書を発行する)は、国務院令第648号では削除されておらず、現行有効な条項となっている。尚、合作企業においても同様であり、当該条項(「中外合作経営企業法实施条例」第22条)は削除されていない。これとは対照的に、「外資企業法実施細則」第32条(外国投資者が毎回の出資を払込後、外資企業は中国に登録している会計士を招聘し出資検証を実施、出資検証報告書を提出させて、これを審査認可機関に届け出なければならない)は、国務院令第648号により削除されている。

投資情報 Q&A

会社法の改正施行により、企業の経営範囲や登録資本が Web サイトで検索可能になったと聞きましたが、同制度について説明して下さい。

～全国企業信用情報公示システムの稼働～

「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(国発[2014]7号)及び「企業年度検査業務の停止に関する通達」(工商企字[2014]28号)により、従来の年度検査制度に代わり、年度報告公示制度が開始しています。これにより、工商行政管理局の Web サイトでは「全国企業信用情報公示システム」(以下“公示システム”と表示)が2014年3月1日から稼働しています。同サイトにアクセスすれば即座に企業の経営範囲や登録資本金の検索、閲覧が可能になっており、企業情報を収集する際の利便性が大幅に向上しています。

公示システムによる公示内容は、工商公示情報と企業公示情報の2つに大別されています。このうち工商公示情報は既に検索、閲覧が可能になっています。

➤ 工商公示情報:

工商公示情報は工商行政管理局が公示する市場主体の登記情報、届出情報、行政処罰情報等であり、検索したい企業の経営範囲、登録資本金、出資者等の情報が含まれています。

【工商公示情報の例】



The screenshot displays the 'National Enterprise Credit Information Publicity System (Shanghai)' interface. At the top, there is a search bar for 'Enterprise Name' and navigation buttons for 'National Home' and 'Local Home'. Below the search bar, there are tabs for 'Registration Information', 'Filing Information', and 'Administrative Penalties Information'. The main content area is divided into two sections: 'Basic Information' and 'Investor Information'. The 'Basic Information' section contains a table with the following fields:

基本信息	
注册号	企业名称
类型	法定代表人
注册资本 (人民币)	成立日期 (年 月 日)
住所 (上海市)	经营期限自 (年 月 日)
经营期限至 (年 月 日)	经营范围
登记机关 (上海市工商局)	发照日期 (年 月 日)
经营状态 (存续)	

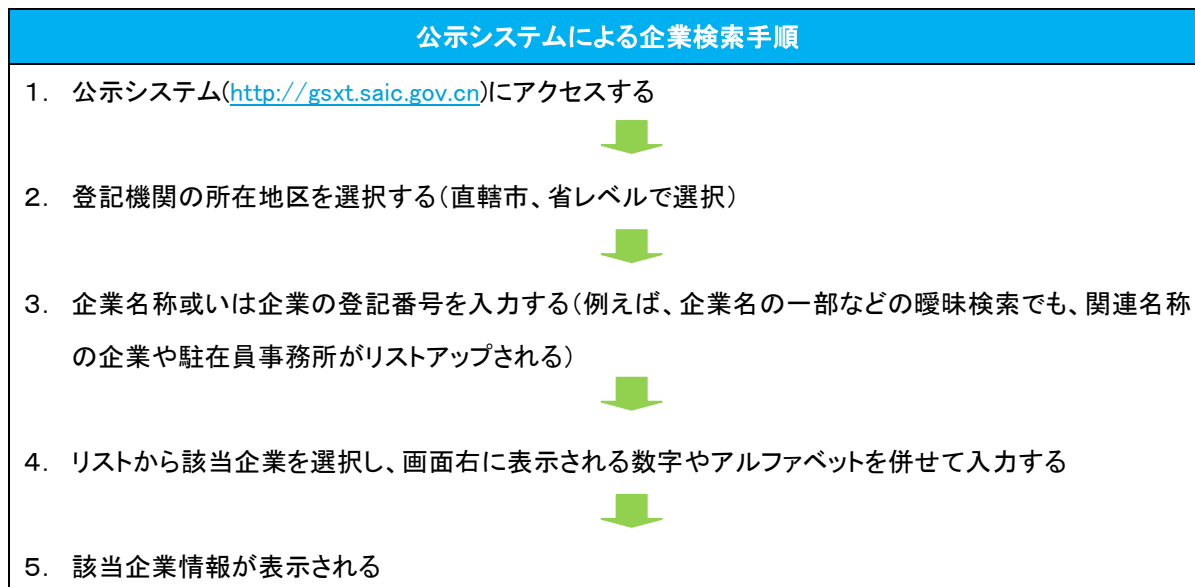
The 'Investor Information' section contains a table with the following fields:

投资人信息				
投资人类型	投资人	证照类型	证照号码	详情

➤ **企業公示情報:**

企業公示情報は、出資者及び出資情報、年度報告、保有資格等の情報であり、従来の年度報告資料に代替するものです。検索したい企業の授權登録資本金(或いは登録資本金)や出資方式、出資期限、払込状況、資産状況等を含むと考えられます。現時点では企業公示情報が整備されているとは言い難い状況ですが、年度報告公示制度への変更が既に決定しており、今年度から中国の全企業が公示システムに上記の企業情報を掲載することが定められています。従いまして、今後、企業公示情報についても、検索可能になるものと考えられます。

当該公示システムの特筆すべき点は、これまでのように工商行政管理局に閲覧の為の事前手続きを要することなく、簡便な操作で即時に上記の企業情報が検索、閲覧できる点にあります。手順は下表の通りです。



企業は公示システムを通じて、従来の年度検査資料を対外的に公示することになります。その際、企業はその公示内容の真実性や合法性に対し責任を負うことが要求されています。一方で、工商行政管理局は企業の年度報告に対して抜き打ち検査を実施し、検査により真実の隠蔽や虚偽報告等を発見した場合には処罰すると共に、法定代表者や責任者等の情報を公安、財政、税関、税務等の関連等部門に通報するとしています。

もし企業が規定の期限までに年度報告を公示しない場合、工商行政管理局は同システム上で経営異常社名リスト(中国語: 経営異常名録)に掲載し、年度報告公示義務の履行を促します。但し、企業が3年以内に公示義務を履行すれば、工商行政管理局に対して正常記載状態への回復申請の実施ができます。しかし、企業の未履行が3年超となった場合には、工商行政管理局は永久的に経営異常社名リストに掲載し正常記載状態への回復を認めず、且つ嚴重違法企業リスト(ブラックリスト)に掲載しますので、現地法人には新制度への適切な対応が求められます。

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第2回

従業員報酬—改訂版

1. はじめに

今回は、2014年1月に改訂された「企業会計準則第9号—従業員報酬」(以下、「改訂9号準則」)を解説します。

改訂9号準則は、総則、短期給付、退職後給付、解雇給付、その他の長期従業員給付、開示、移行規定、付則の8章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

2006年公表の従来の「企業会計準則第9号—従業員報酬」(以下、9号準則)から改訂9号準則への主な修正点は、下記のとおりです。また、改訂9号準則は、基本的には国際財務報告基準(IFRS)の考え方を踏襲した内容となっています。

	9号準則	改訂9号準則
有給休暇	詳細規定なし	有給休暇に関する会計処理が定められています。
退職後給付	詳細規定なし	確定拠出制度、確定給付制度それぞれに会計処理、注記が定められ、確定給付制度については数理計算が取り入れられています。
その他の 長期従業員報酬	詳細規定なし	確定給付制度の要件を満たす場合には、退職後給付と同様の会計処理、注記が要求されています。

なお、有給休暇に係る会計処理は、多くの日系企業に影響すると思われることから、早めに担当の会計監査人と協議することが望ましいと思われます。

2. 用語の定義

以下では、従業員給付に関連する用語の定義を示します。

従業員報酬	企業が、従業員の提供する役務を獲得する為、又は、雇用関係を解消する為に給付する各種形式の報酬及びその他の関連する報酬や補償。
短期給付	従業員との雇用関係の解消により給付する補償を除く、従業員が関連する役務を提供した報告期間末日後12ヶ月以内にすべてが給付される従業員報酬。 具体的には、給与、賞与、手当及び補助、従業員福利費、医療保険料、労災保険料及び出産育児保険料、住宅公積金、労働組合経費及び従業員教育経費、短期有給休暇、短期利益分配制度、非貨幣性給付並びにその他の短期給付を含みます。
有給休暇	企業が給与を支払う、又は、補償を提供する従業員休暇。 具体的には、年次有給休暇、有給疾病休暇、短期障害、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、帰省休暇等を含みます。
短期利益分配制度	従業員が役務を提供し、利益又はその他経営成績に基づき報酬を給付すると合意

	した従業員との取り決め。
退職後給付	企業が、従業員の提供する役務を獲得する為、従業員が退職又は企業との雇用関係を解消した後に給付する各種形式の報酬及び給付。
退職後給付制度	退職後の給付について企業が従業員と合意した取り決め、又は企業が従業員に退職後給付を提供する為に制定した規約。
確定拠出制度	企業が一定の費用を独立した基金に支払った後、企業はさらなる支払い義務を負わない退職後給付制度。
確定給付制度	確定拠出制度以外の退職後給付制度。
当期勤務費用	当期における従業員の役務の提供により生じる確定給付制度債務の現在価値の増加額。
過去勤務費用	確定給付制度の改訂により生じる、過去の期間の従業員の役務の提供に係る確定給付制度債務の現在価値の増加又は減少。
解雇給付	企業が従業員の雇用契約期間満了前に従業員との雇用関係を解消する、又は、従業員に自発的な退職を勧奨する為に従業員に与えられる補償。
その他長期従業員給付	短期給付、退職後給付、解雇給付以外のすべての従業員報酬。
従業員	企業と雇用契約を締結するすべての人員のほか、臨時従業員、派遣従業員、企業とは雇用契約を締結していないが企業から正式に任命された人員も含まれます。

3. 短期給付

改訂9号準則では、短期給付として新たに有給休暇、利益分配制度に関する会計処理が定められています。また、新たに明文化された項目として、従業員福利費は実際の発生時に実際の発生額を当期の損益又は関連する資産の取得原価に含めるとされています。

企業は、従業員が役務を提供する会計期間に実際に発生した短期給付を負債として認識し、当期の損益或いは関連する資産の取得原価に含めなければなりません。

(1) 有給休暇

有給休暇の権利を翌期に繰り越すことが出来る場合、すなわち、当期の有給休暇の権利をすべてには使用しなかった場合で将来の期間にその有給休暇の権利を使用することが出来る場合、実際に休暇の権利が発生した期間に有給休暇に関する従業員報酬を認識し、将来に見込まれる支払い金額で測定します。

(2) 利益分配制度

以下の条件をすべて満たす場合、関連する未払従業員報酬を認識する必要があります。

- ① 過去の事象によって、企業が、従業員報酬の支払いを行う現在の法的債務又は推定的債務を有する。
- ② 利益分配制度により生じる未払従業員報酬の金額が、信頼性をもって見積ることができる。

4. 退職後給付

改訂9号準則では、新たに退職後給付に関する会計処理が定められています。

(1) 確定拠出制度

企業は、従業員が企業の為に役務を提供する期間に、確定拠出制度に基づき計算された未払掛金を負債として認識し、当期の損益また関連する資産の取得原価に計上しなければなりません。

(2) 確定給付制度

① 会計処理過程

- i. 予測単位積増方式に基づき、数理計算上の仮定として人口統計上の変数や財務上の変数を見積り、確定給付制度から生じる債務を測定し、関連する債務の帰属期間を確定します。また、貸借対照表日における支給見込期間や通貨に対応した国債又は活発な市場における優良社債の市場利回りに基づき、確定給付制度から生じる債務を割引計算し、確定給付制度債務の現在価値及び当期勤務費用を計算します。
- ii. 確定給付制度資産がある場合、企業は、確定給付制度債務の現在価値から確定給付制度資産の公正価値を控除して得られる積立不足又は積立超過を、確定給付負債又は資産の純額として認識します。
- iii. 当期の損益に計上すべき下記項目の金額を確定します。
 - ・当期勤務費用
 - ・過去勤務費用
 - ・清算損益
 - ・確定給付負債又は資産の純額に係る利息純額。
- iv. その他の包括利益に計上すべき下記項目の金額を確定します。
 - ・確定給付負債又は資産の純額の再測定により生じる変動上記項目は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益、資産上限額の影響の変動を含み、その他の包括利益として認識され、その後の期間において損益に振替ることはできません。

② 過去勤務費用

企業は、次のいずれか早い日に、過去勤務費用を当期の費用として認識しなければなりません。

- i. 確定給付制度の改訂時。
- ii. 企業が、関連する組織再編費用又は解雇給付を認識する時。

③ 清算

企業は、確定給付制度の清算時に、下記金額の差額である清算損益を認識しなければなりません。

- i. 清算日に確定する清算される確定給付制度債務の現在価値。
- ii. 清算価格、すなわち、移転される制度資産及び清算に関連して企業が支払う金額。

5. 解雇給付

解雇給付に関する会計処理について、改訂9号準則で大きく変更された点はありません。

企業が、従業員に解雇給付を提供する場合、次のいずれか早い日に解雇給付により生じる未払従業員報酬を認識し、当期の損益に計上しなければなりません。

- (1) 企業が、雇用関係の解消又は人員削減提案により提示する解雇給付を、企業が一方的に撤回できなくなった時。
- (2) 企業が、解雇給付の支払いを伴う組織再編に係る原価又は費用を認識した時。

企業は、解雇計画の条項の規定に基づき、解雇給付により生じる未払従業員報酬を合理的に見積り、認識しなければなりません。

6. その他の長期従業員給付

改訂9号準則では、新たにその他の長期従業員給付に関する会計処理が定められています。

その他の長期従業員給付が、確定拠出制度の条件を満たす場合には、上記4.(1)確定拠出制度の関連規定を適用します。一方、確定拠出制度の条件を満たさない場合には、上記4.(2)確定給付制度の関連規定を適用し、その他の長期従業員給付の負債又は資産の純額を認識、測定しなければなりません。この場合、従業員報酬に関連する原価は、勤務費用、その他の長期従業員給付負債又は資産に関連する純利息金額及び再測定により生じる変動から構成されます。

7. 開示

改訂9号準則により、従来要求されていた従業員報酬に関する注記に加え、新たに確定拠出制度、確定給付制度、その他の長期従業員給付に関する注記が求められています。

(1) 短期給付

- ① 従業員へ支払わなければならない給与、賞与、手当及び補助、並びにその期末における未払金額。
- ② 従業員の為に納付しなければならない医療保険料、労災保険料及び出産育児保険料等の社会保険料、並びにその期末における未払金額。
- ③ 従業員の為に積み立てなければならない住宅公積金及びその期末における未払金額。
- ④ 従業員の為に提供する非貨幣性給付及びその期末における未払金額。
- ⑤ 利益分配制度を根拠として提供される従業員報酬の金額及びその計算根拠。
- ⑥ その他の短期給付。

(2) 確定拠出制度

- ① 企業が設立或いは関与している確定拠出制度の性質、納付金額の計算式及び計算根拠、当期の納付金額及びその期末における未払金額。

(3) 確定給付制度

- ① 確定給付制度の特徴及び関連するリスク。
- ② 財務諸表に認識された確定給付制度から生じた金額及びその変動。
- ③ 確定給付制度が企業の将来キャッシュ・フロー金額、時期及び不確実性に与える影響。
- ④ 確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定及び関連する感応度分析の結果。

(4) 解雇給付

- ① 雇用関係の解消により給付する解雇給付の支払い及びその期末における未払金額。

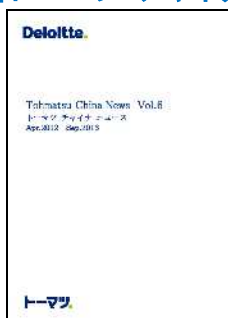
(5) その他の長期従業員給付

- ① 提供するその他の長期従業員給付の性質、金額及びその計算根拠。

8. 移行規定

改訂9号準則は、2014年7月1日から適用され、適用日現在にすでに存在している退職後給付、解雇給付、その他の長期従業員給付は、遡及修正する必要があります。ただし、比較財務諸表の関連注記は遡及修正する必要はありません。

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ
『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』



トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子に纏めた『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』を発刊いたしました。

是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5判 全 245 頁/1,200 円(税込・送料別途)

※お届けは日本国内のみとなります。

私ども有限責任監査法人トーマツ本部中国室では、10 年以上にわたり中国政府当局から公布された法令通達類の日本語による紹介を中心に、毎月、中国の投資、会計、税務に関する最新情報、及び私どものメンバーファームであるデロイト中国から提供された現地情報等を掲載した“トーマツ チャイナ ニュース(Tohmatsu China News)”を発行しております。

当該ニュースレターは、トーマツWeb サイトにてPDF ファイル形式で掲載していますが、読者の皆様からのご要望により冊子でもご覧いただけるよう、バックナンバー集を発刊しており、この度第 6 版を発刊する運びとなりました。第 6 版となる『Tohmatsu China News Vol.6 Apr.2012-Sep.2013』では、貿易決済やクロスボーダー人民元取引に関連する制度変更、社会保険法や労働契約法等の法改定、増値税改革や PE 課税等の税務規定、小企業会計制度の導入や新企業会計準則の連載といった、重要情報を中心に、投資情報 16 本、税務情報 15 本、会計情報 25 本の全 56 本の記事を収録しています。

本書が、中国への進出を検討されている或いは中国子会社を管理される日本本社の皆様および現地日系企業で活躍されている皆様の実務対応の一助となれば幸いです。

【ご購入方法】トーマツ Web サイト『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6』 <http://www.tohmatsu.com/tcn/book> のページにある、「問い合わせフォーム」よりお申し込みいただくか、本ページをプリントアウトし必要事項を記載の上、FAX にてお申し込みください。

購入申込書

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行き

お申込みFAX ⇒ 03-6213-1045 お問い合わせ電話 ⇒ 03-6213-1075

「トーマツ チャイナ ニュース Vol.6」 [] 冊を申込みます。

お申込み	お届け先
貴社名:	住所: 〒
部署名:
ご芳名:
TEL : ()	TEL : ()

*** 海外への発送は致しかねますので、予めご了承ください。**

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-1075 / Fax:03-6213-1045
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 齊藤 友貴

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
田中 耕一郎 / 林 和彦

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 植木 拓磨 / 大塚 隆啓
原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
滝野 恭司

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 粟野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 河原崎 研郎

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中国室、執筆協力:デロイト中国、税理士法人トーマツほか

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited